別紙第二号書式

［（第１片）～（第３片）　略］

備考

［１～４　略］

５　法第九条の七第一項（納付受託者の納付）の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、各片中「（納税者）」とあるのは「（納付受託者）」とする。この場合には受入科目の記載を省略することができる。

別紙第三号書式

関税納付受託記録簿

年月日	摘要	受		払		残	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額

備考

１　摘要欄には、納付先の金融機関名及び納税告知書、納付書その他の関税の納付に係る書類の番号又は関税を納付しようとする者を特定するに足りる事項その他必要な事項を記載すること。

２　受欄と払欄は改行して記載すること。

３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（担保の提供の手続に係る提出書類）	
第十九条　令別表第四九号の五、第七八号及び第七九号に規定する財務省令で定める書類は、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第二条第二項（第一号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第一号ハ及びニ、第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニを除く。）及び第六項（第一号イ及びニ並びに第二号イ及びロを除く。）（担保の提供の手続）に掲げる書類とする。	［条を加える。］

別紙第二号書式

［（第１片）～（第３片）　同上］

備考

［１～４　同上］

［号を加える。］

［書式を加える。］